

北米における家族福祉の動向について(2)

—家族福祉の内容・方法を中心に—

山崎道子

I. はじめに

激動の昭和の時代は終わりを告げ、平成の時代が幕を明けた。新しい時代に入ったからといって、日本人の誰もが願う平和で平等な時代が訪れるわけではない。時代は混沌とし、不安定で遠くない未来さえ、ますます見えにくくなっている。

昭和の時代が終末期に近づくにつれ、日本をとりまく国際的諸状況の激しい変化は、国内的にも多様なインパクトを与えてきた。

国内問題としては、人口構造や産業構造の変化、さらに情報化社会の進展は、人びとの生活に重大な影響を与えてきている。急速な高齢化、核家族化、価値観の変化、さらに家族をめぐる諸状況の変化、中でも出生数の減少、家族員の縮小、父親のサラリーマン化、既婚女性の被雇用の増加、父親の単身赴任、産業構造の変化による失業・転職、新たな貧困の発生、農村の父親の長期出稼ぎ問題、独り暮らし高齢者の増加、地価高騰による住宅問題をはじめ地域環境に与える影響等は、人びとの生活にさまざまな生活問題をひきおこしている。

かかる日本人をとりまく諸状況の変化は、家族ストレスを発生する原因ともなり、子どもの社会化に対する否定的影響、家族員の情緒的問題や葛藤、不和等を生み、離婚を増加させる等の原因にもなった。家族として表面的には維持しているものの情緒的離婚と言われる状態にある家族、ホテル家族と呼称されるような家族員の結びつきや相互作用が希薄化している家族も少なくない。

離婚による母子家庭、父子家庭は1970年代以降、著

しく増加した。母子家庭・父子家庭とも子どもの養育上の困難を発生し易く、子どもの健全な人格形成や母子や父子の福祉の実現のためには多角的な社会的支援が必要であることは言うまでもない。

離婚家族の増加はまた、再婚家族の増加を生み、継父子、継母子、継きょうだい関係の発生を促す。それらは新しい夫婦関係にストレスを生む原因ともなり、継母子、継父子、継きょうだい関係の葛藤のみならず、実の親子・きょうだい関係にもストレスを発生し易く、子どもは愛情の欲求不満から非行や問題行動、情緒障害をひきおこすことも少なくない。

子どもの親やきょうだいに対する暴力、配偶者、中でも夫の妻に対する暴力、親の子どもに対する暴力、老人に対する家族員の暴力は家族内暴力と言われているものである。とくに近年、社会問題としての児童虐待の問題が注目されてきた。実親や継父・継母等から身体的に暴力を加えられたり、心に傷を負わせられているケース、遺棄されるケース、性的に暴力を受けるケース等、さまざまな人権侵害を受けているケースがあとをたたない。

1988年7月に発生した「四児置き去り事件」は、都会の孤立した崩壊家庭に発生した悲劇であったが、全国の児童相談所の取り扱いケースの中には、この例に近いケースが決して稀ではない現実がある。重度の障害児を道連れにする親子心中事件や子殺しのケースもまた発生している。

老人が虐待されるケースが増加していることも想像に難くない。その事実は老人の自殺が増加していること、その自殺者は、家族との同居者に発生しているこ

とからもうかがえる。独り暮らし老人の焼死事件の増加や老人の意志とは無関係に施設や病院に収容されているケースの増加は、老人の存在が軽視されたり、人権が踏みにじられていることの証しであるだろう。

都市では近隣から孤立した家族が増えている。大都市圏を中心とした都会では、地域開発の名のもとに土地の買い占め等による地価の高騰により、とくに高齢者は長年住み慣れた土地に住み続けることができなくなる状況も発生している。山村の僻地では若者が土地を離れて、老人だけが細々と暮らしているケースも増えている。

昭和60年に日本経済や企業を襲った円高により、日本企業の海外進出は急速に進み、今や父親の海外単身赴任や一家をあげての海外一時移住は珍しくなくなった。一方では日本の産業の中で働く外国人、とくにアジア人出稼ぎ労働者や中国孤児・難民の日本における永住希望者、国際結婚、とくに日本人男性と結婚するアジア人女性の増加等は、日本の国際化に向けて重い課題を日本人にもたらした。日本各地に、外国人ことにアジア人の姿が急速に増えてきた。彼らから日本人や日本社会に対する非難が高まっているし、近隣住民の彼らに対する不満も発生している。彼らの生活問題は深刻であり、経済的問題をはじめ、さまざまな問題がいつそう顕在化することが十分予測される場所である。

以上、指摘してきたように、日本人をとりまく家族・地域社会がかかえる諸状況は新たな問題を発生せしめ、社会福祉ニーズを拡大してきた。他方、行財政の縮小は、社会福祉施策への影響もまた見逃せない。昭和60年代に入って、社会福祉界では、「転換期の社会福祉」を主題に、1990年代～21世紀に備えるために、日本社会の福祉ニーズを多角的に分析、展望し、さかんに論議が展開された。今こそ、日本の家族をめぐる諸問題、社会福祉のニーズを見据え、社会福祉政策や社会福祉プログラムの立案、ソーシャルワーカーのアプローチを論議すべきである。

本稿では「社会福祉」27号にひきつづき、北米の伝統的な民間家族福祉機関が、社会問題としての地域社会がかかえる家族福祉ニーズに対して、どのような社会福祉プログラムにより、その機能を遂行しているかを提示したいと思う。北米の家族福祉機関が1983年に取り扱った100万以上の家族を分析した結果、家族を悩ませ、深刻にしている問題（文献3、4）を明らかにした。それらは、失業問題、単親問題、家族内暴力（児童虐待、夫の妻に対する虐待、老人虐待）近親姦姦、離婚と再婚、男女の役割が明確でなくなったこと、抑うつと孤独、老人問題、少女の妊娠と青少年問題、アルコールと薬物乱用、親子間のコミュニケーションの問題であった。

すでに本稿で挙げたわが国の家族に出現している家族問題、即社会問題と上記の北米の社会問題としての家族問題と類似の傾向が明白にみられることを指摘しておきたい。アメリカ合衆国の家族問題の背景にあるものにも前号で触れたが、それらの中には（文献1）、とくにアメリカ合衆国がかかえる独特の問題と、先進諸国がかかえる普遍的問題の双方が明らかに存在した。後者はわが国の場合にも極めて類似の方向に動いてきたと思われる。わが国のソーシャルワーカーは、米国のソーシャルワーカーと同様に「家族福祉」の重要性を強調することには変わりはない。しかし、わが国の場合は家族福祉の中味になると、体系だてて整理されておらず、バラバラでその中味が十分にとらえられていないのが実状のように思われる。

わが国の家族福祉は児童福祉、障害（児）者福祉、老人福祉、公的扶助等の延長線上で、その背景としてとらえられてきたのが実状だったように思われる。このことは北米に代表されるような地域住民の家族福祉の拠点となっている伝統的家族福祉機関が存在しないこともその重大な要因のように思う。

Ⅱ. 家族福祉に関わっている主要な機関

家族福祉に関わっている主要な機関としては、本稿で主題として取り上げる民間の家族福祉機関のほか、公的福祉機関がある。

1. 公的機関

米国では社会保障法制定以後、公的扶助制度が確立し、生活困窮者や社会福祉ニーズの高い人びとに対する援助は、連邦政府と州政府の共同の責任が明らかにされた。とくに1960年代～70年代においては、関係の諸法の改正が度々加えられ、中でも養育すべき子どもを持つ家族や障害者、老人、精神遅滞者等に対する社会福祉の施策は拡大・充実されてきた。経済的援助と、その他の社会福祉サービスは切り離され、公的福祉部門（Public Welfare Department）と社会福祉部門（Social Service Department）の各々の部署で担当されてきた。

その他、保健センター、精神衛生センター、職業リハビリテーション機関、保護観察の機関、青少年や老人のための機関をはじめ、合衆国農林省の協力的拡張サービスや退役軍人行政、軍隊サービス部門で家族福祉に関わるサービスが行なわれてきた。

しかしながら、1970年代後半以降出現したインフレーション、高い失業率をはじめアメリカ社会のさまざまな歪みは生活困窮者をはじめ低所得者を圧迫した。1980年代に入り、レーガン大統領の下で、福祉予算の大巾な削減により政府のサービスは削減・縮小され、緊急に援助を必要とする広範囲の人びとに応じられない状況が出現している。

2. 民間機関

家族福祉に直接関わる民間の機関をどの範囲まで入れるかは、一般的に受け入れられている定義が存在しないので、その数を把握することは難しいと言われている。主要なもののみを挙げておく。

- (1) 家族福祉アメリカ（F S A）に加入している家族福祉機関

慈善組織協会から発展した家族福祉アメリカ（F S A）は家族福祉の分野で、先駆的役割を常に担ってきた。1986年北米の290の家族福祉機関がF S Aに加入していた。（註F S Aは1983年に、F S A A（全米家族福祉協会）から名称を変更した）

- (2) カトリック慈善会議に加入している家族福祉機関

北米では約400の家族福祉機関が加入している。

- (3) ユダヤ人家族・児童福祉協会に加入している家族福祉機関

北米では約110の家族福祉機関が加入している。

- (4) 救世軍の家族福祉部門

- (5) 赤十字の家族福祉部門

- (6) 地域家族福祉機関

地域に根ざした小規模のもので、1970年代後半から増えている。

Ⅲ. 民間家族福祉機関の機能とその時代の変動への対応

家族福祉機関のプログラムは主として任意の寄附により運営されており、地域住民や支持母体のニーズに対応するために、役立つ資金によって形成されてきた。

公的扶助制度が確立後は、それまで家族福祉機関が担っていた経済的援助は公的機関に移譲され、家族福祉機関は地域住民のカウンセリング・サービスや治療的ケースワークに専ら向けられるようになった。

1950年代には、家族全体への関心が高まり、家族診断・家族処遇に関する研究や実践がクローズ・アップされた。

1960年代に入ると、伝統的ケースワークや心理治療的方法に対する批判の高まりの中で、危機理論に基づいた短期処遇や正常な発達や成熟を促進するための予防的サービスが、家族生活教育の名称で行われるようになった。1960年代後半に入ると、クライアントのニーズに対応するために、社会福祉システムが対応できていないことに対して、ソーシャル・アクションプロ

グラムが重要な位置を占めるようになった。かつ、家族擁護の概念の実行を基本的方策として受け入れることを当時の全米家族福祉協会の理事会は加入機関を励ました。

1970年代に入ると、カウンセリングプログラム、家族生活教育プログラム、家族擁護の三つのプログラムが主要な機能として進展した。後半に入ると、インフレーションは生活困窮者を直撃した。政府の社会福祉予算は削減されて社会福祉プログラムは縮小した。

1980年代に入ると、高度のインフレーション、高度の失業率は新たな生活困窮者を発生させた。

一方では、社会保障法通過以来、はじめて社会保障費に対する政府の責任が削減された結果、社会問題はいっそう拡大した。家族福祉機関は激動する社会的諸条件や家族の緊急ニーズに対応するために、経済的援助の提供を増やすプログラムに変更せざるを得なくなった。かかる状況を社会保障法通過以前の家族福祉機関の援助プログラムを回想させるものとエリクソン (Erickson, A. G.) は述べている。

収入の減少は専門職員の削減等をひきおこしたところも生じた。かかる収入減の対応策として創設された被雇用者援助プログラムは新たな活路を開くことになった。

被雇用者援助プログラムの創設

家族福祉機関が企業や産業に対し、家族福祉サービスを提供するプログラムであり、1970年代に創始され、1975年に家族福祉アメリカに加入している家族福祉機関の中で、被雇用者援助プログラムを提供していた家族福祉機関は10%であったが、1982年には60%に上昇した。かかるプログラム普及の推進力になったのは、家族福祉アメリカ (FSA) とゼロックス社との契約が決定したこと、つまり家族福祉アメリカに加入している家族福祉機関のネットワークを通じて、全米のゼロックス社の被雇用者に対して援助プログラムを提供することが可能になったことである。

1984年には、家族福祉アメリカはジネラル・モータ

ーズの被雇用者、扶養者、退職者にアルコール・薬物乱用に対する援助プログラムを提供するために会社と億万ドルの契約にサインした。後に触れるユダヤ人家族福祉機関等も同種類の被雇用者援助プログラムを創設し、企業と契約を決めている。

家族福祉機関の認可母体としての児童・家族福祉認可評議会 (COA)

家族福祉アメリカ (FSA) やその前身の全米家族福祉協会 (FSA A) は、その創設以来、家族福祉の基準を設定し、プログラムの向上にその役割を發揮し、家族福祉運動の全米のリーダーシップをとってきた。1978年6月までは全米家族福祉協会が地方の家族福祉機関の認可母体であった。しかしながら同年7月以降は、その機能が全米家族福祉協会と全米児童福祉連盟 (the Child Welfare League of America) の合同で設立された児童・家族福祉認可評議会 (COA) によって行なわれるようになった。その目的は機能の強化であり、認可に対してのいっそうの公正を期し、同時に家族福祉機関の広範な基準を向上させることにあった。

IV. 民間家族福祉機関のサービス・プログラムとアプローチの方法

カナダ東部の家族福祉機関のサービス・プログラムとアプローチの方法

私が訪問したナイヤガラ地域家族・児童福祉機関、メトロポリタン・トロント家族福祉協会、メトロポリタン・トロントカトリック児童援助協会から得た知見や情報には、当然ながら共通性が印象づけられた。それぞれの機関が最も深刻な重大な家族問題と認識し、優先して扱っていたのは家族内暴力、中でも児童虐待 (身体への暴力、心への暴力、性的虐待、遺棄等) と配偶者間、とくに夫の妻に加える暴力やストレス下にある家族の問題、とくに離婚、再婚、家族葛藤に向けられていた。家族内暴力とストレス下にある家族の問題は相互に密接に関係しており、とくにそれらの家族状

況における子どもに与える否定的影響に重大な関心を寄せていた。

児童虐待に関してカナダの刑法は、親は子どもの生命維持に必要なものを供給することの責務を明文化し、児童虐待に関わる法律違反・犯罪事項が規定されており、親の子どもに対するひどい虐待は州法で対応されるよりも、一般的には刑法で扱われているのが現状である。州法は、州により相違があり、ある州では児童福祉の見地からかなり進んだ規定があるのに、ある州ではないといった状況がある。全州がそろって改正したのは、児童の遺棄、虐待、異常な取り扱いを行っている状況を知った者は何人も当局にその問題を通告する義務を負わせていることである。

州の中には虐待されているのを知りながら、通告の義務を怠った者には法律違反を課しているところもある。州法に盛り込まれてきている近年の際立った傾向は、子どもが保護されねばならない状態になることを防止するために、家族に支持的サービスを提供することの概念である。

家族内暴力とストレス下にある家族に対する処遇に関しては(1)積極的に出向いていく処遇(reach out)(2)集団処遇(3)予防的方法が共通にとられている。

〈ナイヤガラ地域家族・児童福祉機関〉

8人のソーシャルワーカーにより運営されている地域に根ざした小規模家族福祉機関の典型である。

ナイヤガラホールズ市は、屈指の観光都市、人口7万人。

この機関で取り扱う最も緊急な問題は、家族内暴力の問題であり、中でも児童虐待と夫の妻に加える暴力が広がっており、機関が最優先している問題であった。職員の構成は、常勤のソーシャルワーカーが8人で、そのうち2人は受付業務に従事し、他の6人は地区別に配置されており、「積極的に出向き働きかけること」と、「予防的方法」を主要な方法として対応している。

積極的に出向き働きかけること(to reach out)

児童虐待にしても、妻に対する夫の暴力にしても、被害者が援助を求めて訪れることは滅多にない。地域住民や関係機関からの通告がきっかけになり、ソーシャルワーカーが緊急に出向き被害者や家族に近づくことになる。その後は通常母子を通所させて個別的処遇をそれぞれに行っている。

予防的アプローチ

児童虐待の増加とともに、子どもの中のいじめ、性的非行、青少年の自殺の増加が関係者に衝撃を与えていた。

夏の生活向上のためのキャンプや、定期的に関開けるレクリエーション・キャンプが予防的アプローチの中心になっていた。虐待されている子どもや単親家庭の子どもを優先して参加させている。ナイヤガラホールズ市のあるオンタリオ州は美術館・博物館等の社会教育施設にも恵まれている。子どもや青少年が自由に出入りし、実験等も試みせる科学センターも設けられている。プログラムの継続のためにボランティアの貢献は大きく、1985年の1年間に350人のボランティアが43,694時間提供し297,029キロ・メートルの運転をしたという。

〈メトロポリタン・トロント家族福祉協会〉

トロント市は人口60万人、カナダ東部の第二の都市で活気に満ちた商業都市であり、国際会議や国際的な催物が頻繁に行なわれる文化都市でもある。私の訪れた当時、「ストリート・キズ」と言われる少年少女が夕刻に集合し、売春行動等を行っており、市民に衝撃を与えていた。

メトロポリタン・トロント家族福祉協会が対応する緊急かつ優先させている問題

家族内暴力(中でも児童虐待と夫の妻に対する暴力)と、離婚・別居・再婚等のストレス下にある家族に対する援助であり、コミュニティ・サービス部とグループ・サービス部が協力し合い対応している。

二つの重大な家族問題は相互に密接に関係し合っている。離婚・再婚は夫婦にとっては積極的の局面が開かれることにもなるが、子どもは親の犠牲になることも少なくない。とくに継父子関係や継母子関係にある状況で、性的虐待が発生することが少なくないことを示している。

虐待ケースへの援助処遇方法

(1)積極的に出向き被害者の子どもや家族にアプローチすること (2)心身に傷害を受けた子どもに対しての集団治療が、二つの主要な処遇方法としてとられていた。

(積極的に出向き近づくアプローチ)

家族内暴力が発生し、警察に急報が入った場合、警察はソーシャルワーカーに速やかに連絡し、両者がチームで家庭に急行し危機介入を行う。夜間であることが多い。

加害者へのアプローチの困難さ

被害者である子どもや母親に近づくことは、ソーシャルワーカーにとり差程困難でないが、通常、加害者の父親に近づくことは非常に困難であると。子どもと母親の場合は双方とも否定的感情や情動を比較的容易に表出するので変化が生じる。だが、父親の場合は、たとえ接近できても感情の表出は困難で、変容に導くようなコミュニケーションに発展せず、逆に自己を取り巻くすべての人びとが暴力行為を非難していると思ひ込み、人を避け、孤独になり、飲酒に没り、アルコール依存状態になる者も少なくない。また、自殺の怖れもあるので、父親の対応にはとくに慎重さが必要であるという。

当機関は被害者と加害者の双方に援助や委託を行うためにフォロー・アップを継続している。

(グループ処遇)

- 加害者の男性のためのグループ
- 暴力を断ち夫婦関係の継続を希望する夫婦のためのグループ
- 被害者である少年・少女のためのグループ

過度期のストレス状況下にある家族への処遇方法

(グループ・カウンセリング)

- 離婚した家族に対するカウンセリング
- 親が離婚した子どものグループ・カウンセリング
- 離婚した夫や妻のグループ・カウンセリング
(家族生活教育プログラム)
- 離婚した男女を対象としたもの
- 高齢者やその家族を対象としたもの
(離婚・再婚家族と働く人びとに対するコンサルテーションや訓練セミナー)
- (別居・離婚・再婚に関する研究)

発達遅滞児をもつ家族に対する援助処遇方法

(家族支持プログラム)

- カウンセリングと地域資源の情報提供(多言語が使える資源)
- (生活習慣の訓練プログラム)
- 親や教師に対する訓練プログラムの提供
- 予防(prevention)のためのキャンプ
- 幼児を持つ母親のキャンプ
- 低所得家族の青少年(7~13才)のためのキャンプ
- 発達遅滞児を持つ家族のキャンプ
- 母子家庭の母と子のためのキャンプ
- 病弱の青少年のためのキャンプ
- 青少年のための冒険キャンプ
- 高齢者のためのキャンプ

被雇用者援助プログラム

19の企業と契約しており、10万人の被雇用者と家族をカバーし、当機関は被雇用者援助プログラムとしては北米における最大の提供者の一つとしてランクされている。

ソーシャル・アクション

委員会の構成員は理事会、職員、ボランティアの代表である。クライアントとの体験に基づいて、トロント市民の生活の質を低下させるインパクトや問題を関係当局や市民に訴えてきた。委員会は所得保障プロ

ラムの改善、貧困児童に対する援助、提供しうる住宅不足、若者の失業問題、離婚と家族法の改良、家族暴力、保育施設の不足、ポルノグラフィの影響等について政府やコミュニティの関係機関に書面を送り、善処を訴えてきた。

〈ワシントンD. C. 家族・児童福祉機関〉

アメリカ合衆国の首都ワシントン市は人口62万3000(1984)でその約7割は黒人であり、黒人の多いこと、公務員の多いことが際立っている。連邦政府・その関係機関や社会福祉機関で働く上級管理者や専門職者の中に黒人が占める割合も他の都市に比べて大変高率である。

機関が扱う家族福祉問題の背景

社会問題としての「家族問題」の中で明らかにしてきたところだが、失業問題、貧困、単親家庭（とくに母子家庭）、家族内暴力、未婚の母子の問題、アルコール・薬物乱用、青少年の非行や若者の犯罪、高齢者問題等およそ現代の北米の家族や社会を悩ませる諸問題の発生は黒人の家族の間に際立って高率で発生している。

とくに失業問題は貧困をはじめ、さまざまな家族問題の原因になっているが、因みに、1982年黒人の10代の若者の失業率は49.7%を占め、労働力のグループ別失業率の中で最高を示していた。^(注1)

註1. 労働力のグループ別失業率比較は合衆国労働局統計、労働月評、1982年9月に依っている。同年の全米労働力の平均失業率は10%前後を示した。1980年代後半に入ると失業率は低下してきた。1986年の全米労働力の平均失業率は7.9%になった。黒人の16～19歳の失業率は39.3%に下降した。因みに白人の16～19歳の失業率は16.1%であった。

機関の沿革と現状

その前身の慈善組織協会が1882年に設立されて以来、ワシントンD. C. の住民や家族の多様なニーズに対応してきたが、近年は年間1万人を超える人びとを取

り扱っている。当機関のほかに、モデル都市高齢者センター、コロンビヤ高齢者センターを附属施設として運営している。そのほか、青少年の健全育成施設として、バージニア州のドムフリーズとマークハムにキャンプ場を持っている。

職員の構成

常勤のソーシャルワーカーは123人で、そのうち修士号を持つものは113人という。そのほか専門職員として、精神科医3人、心理学者3人、コンサルタント若干名がいずれも非常勤職員として働いている。職員も黒人が多い。

主要な機能

(1)カウンセリング・ユニット (2)養親ケア・ユニット (3)里親ケア・ユニット (4)デイケア・ユニット (5)キャンプ活動・ユニット (6)高齢者サービス・ユニットで構成されている。

個々に独立したユニットであるが、カウンセリング・ユニットを軸にして、家族のニーズに対応し、他のユニットが関わっている。

○カウンセリング・ユニット

個人治療、家族心理治療、家族生活教育、緊急経済援助、離婚調停、地区学校での性教育や避妊プログラムを含んでいる。

私が訪問した当時、三つの新しい家族生活教育のグループが継続していた。①親の役割を学習するグループ ②里親家庭で養育を受けている10代の少女のグループ ③学童期の里子のグループ

(註) 家族生活教育と集団治療(処遇)をどこで区別するのかという論議があるが、実際には相互に重なり合っているように受けとれる。

○養親ケア・ユニット

妊娠した10代の未婚の少女は、出産後の乳児の養育について自分で育てることを決めると、カウンセリング・ユニットが少女の新しい状況に適応できるよう援助する。もし少女が乳児の養子縁組を望むなら、養親ケア・ユニットは委託を取り決める。

当機関は「黒人の子どもの養親」を求める全国運動の提唱母体である。

○里親ケア・ユニット

実親の養育が受けられないとき、親族による養育や養子縁組が優先されるが、それらが不可能な時に、里親委託に向けられる。里親ケア・ユニットは里親養育家庭への働きかけと併行して、実親への働きも不可欠で、子どもが実親の許にもどれるように実親への働きかけを行う。里親による養育を受けている子どもは四地区の黒人教会により後援されており、当家族・児童福祉機関の支持サービスを受けている。

○デイケア・ユニット

乳児から就学前までの幼児が認可を受けた個人の家庭に委託される。利用料金はスライディング・スケールによっており、低所得家族には補助金により助成されている。

○キャンプ活動ユニット

学童に夏休二週間のキャンプ、12才から16才の少女に各期の週末キャンプが開かれている。その目的は健全育成にあり、参加の仕方はカウンセリング・ユニットを通じての者、共同資金連合による里親養育家庭からの者、学校・裁判所を通じての者、親を通じて参加する者である。キャンプでは、参加者のニーズに応じて、学校問題に対処するための技能や、卒業後社会で出遭う困難な諸状況に対処するための能力を身につける特別のプロジェクトを個別的に提供している。

○高齢者サービス・ユニット

週末キャンプが開かれており、高齢者と青少年と合同の参加があったり、相互に積極的影響を与えている。高齢者のボランティア希望者には、ワシントン地区の施設や機関で働くボランティア活動の機会を提供している。

○高齢者センターの機能

高齢者サービス・ネットワークの一環として開設された多目的センターである。心身の健康の維持・増進のためのプログラム、生活教育プログラム、仲間づく

り、創造的美術工芸等のプログラム、ソーシャルサービス・プログラム、日常生活の具体的援助を含み、すべて無料で提供されている。地域住民の最多が黒人であるので参加者の多くは黒人の高齢者である。

(註) わが国の老人保健施設であるデイケア・センターの機能と、この高齢者センターの機能は大変類似している。

〈ボルチモア ユダヤ人家族・児童福祉機関〉

機関の沿革と使命

当機関の前身は1856年ユダヤ人の慈善組織として創立され、北米における最も古い、伝統のあるユダヤ人家族・児童福祉機関としてその役割を遂行してきた。

機関の使命は、「ユダヤ人コミュニティの健全な環境を育成する諸条件を創造し、ユダヤ民族の同一性と資務の遂行を強化することにある。ユダヤ人コミュニティの住民の生活の向上と、可能な限り自立して生活できるように保護的サービスや経済的援助を含んだ広範なコミュニティ・サービスを用意し、高度のレベルの専門職ソーシャルワーカーによりサービスが提供される。」としている。

機関の財源はユダヤ人による寄附金と利用者の徴収金に主として依っている。

ボルチモア・ユダヤ人コミュニティの特徴

このコミュニティはユダヤ人の同一性が特に強く維持され、失われてきているユダヤ教の祭や伝統がここではなお継承されている。子どもの数も少なく、親は教育に非常に熱心である。家族問題の出現にしても、これまで取り上げた家族福祉機関が対応に苦悩する家族内暴力や非行・犯罪、アルコール・薬物乱用等の発生率は、このユダヤ人コミュニティでは際立って少ないという。高齢者のニーズが最も高く、高齢者の利用者の多いことが、当機関を訪問中にも印象づけられた。

機関の機能

(1)老人サービス部門、(2)家族サービス部門、(3)児童サービス部門が主要な柱であり、地区事務所

によって、その機能が強化されている。

(老人サービス部門)

当機関が最も力を入れている部門であり、17人のソーシャルワーカーが担当している。

- 個人カウンセリング、家族カウンセリング
- 老人病の査定
- ケース・マネージメント・サービス
- 死別時の危機介入
- 寝たきり老人の介護者への支持サービス
- 接近困難な老人に対するサービス
- 障害を持つ老人に対するサービス
- 老人のための里親養育家庭委託
- シャロム住宅（グループ・ホーム）提供
- アパートメント、避難所提供
- 老人と離れた都市に住む家族との連絡・橋渡しサービス
- 在宅寝たきり老人のためのサービス
- 医療プログラム（急性のケア・サービス）
- 慢性レベルの在宅医療ケア・サービス
- ホームメーカー/家事サービス
- ノース・ウエスト高齢者センターへの委託
- 保護者・後見人の選定
- 経済的援助
- 積極的に出向き接近するプログラム
- ボランティアを希望する老人に対する仕事の紹介

(家族サービス部門)

11人のソーシャルワーカーが担当している。

- 個人・夫婦・家族カウンセリング
- ケース・マネージメント・サービス
- ユダヤ人家族生活教育（ワークショップ）
- 精神薄弱児・者のための代替生活ユニット
- 精神障害者のための中間施設と支持的アパートメント
- 聴力障害児・者に対するサービス
- 精神薄弱児・者を持つ家族に対する支持サービス
- 経済的援助

- 保護者・後見人の選定
- 慢性の精神障害者に対する専門サービス
- 過渡期のクライアントへのサービス
- コロンビヤ オフィスへの委託
- 牧師のサービス

(児童サービス部門)

7人のソーシャルワーカーが担当している。

- 個人・母子・家族カウンセリング
- 診断的評価
- 児童治療
- 経済的援助
- 養子縁組
- 保護的サービス
- 里親養育委託
- 収容施設へ委託
- 学校・キャンプに対するコンサルテーション

(継続教育)

機関の全部門で行なわれる。

- 専門職現任訓練
- 学生のインターンシップ・プログラム

(地区事務所)

7人のソーシャルワーカーが担当している。

ランダルストーン・オフィスとオウイングス・ミルス・オフィス

- 個人・夫婦カウンセリング
- グループ治療プログラム
- 被雇用者援助プログラム
- 積極的に出向き接近するサービス

(移民の定住のためのサービス)

サービスの全部門に関係している。

- 移民の定住サービス
- 文化変容に対するサービス

(ユダヤ人家族のためのワークショップ)

(ジェネラル・モーターズとの契約による被雇用者援助プログラム)

〈サンフランシスコ家族福祉機関〉

サンフランシスコ市・郡の人口は75万人。気候が温暖で雨量が少なく生活がし易く、「開放的な都市」のイメージにより、全米から家出青少年が集まってくる。人種も多様で、スペイン系、アジア系も多く、とくに中国系、日系アメリカ人は際立っている。メキシコからの不法侵入者が跡をたたず、また難民の定住者の増加がめだつ。失業者やアルコール依存者の浮浪が目立ち、同性愛者も他の都市に比べて多いと言われている。

サンフランシスコ家族福祉機関の前身は、1889年にサンフランシスコ慈善組織協会として設立され、百年を経過した。

現在の主要な機能

- I. ストレス下にある家族に対するサービス
- II. 発達を促進するためのサービス
- III. 計画的家族サービス（在宅サービス）

これらの三つの機能が主要なもので、常勤と非常勤職員合わせて200人であり、多人種のクライアントのために多言語で対応できるようになっている。

I ストレス下にある家族のためのサービス

1. 児童虐待の予防のためのサービス

- 1) 電話相談と危機介入
- 2) 短期ケア・サービス

被虐待の危険にある子どもを認可ホームで短期間ケアするとともに、親に対しては子どもが家庭復帰できるように援助する。

3) カウンセリング・サービス

2. 施設から家庭復帰する心身の発達障害者と家族のためのサービス

3. カウンセリング・サービス

個人・家族・夫婦、集団カウンセリングを提供する。二カ国語を話す職員が、スペイン人系、日本人系、中国人系クライアントに関わり、コミュニティの文化の継承の問題、配偶者間、親子間のコミュニケーションの問題、非行の予防や西欧文化への適応の問題に援助を行い、アルコール依存・薬物乱用のクライアントの

診断と委託を行っている。

4. 西部地区新設家族サービス

カウンセリング、危機介入、家庭訪問、家族生活教育が主要なサービスであり、新設されたデイ・ケアセンターで、乳幼児のいる若い黒人家族を援助している。

5. 海軍軍人家族のためのサービス・センター

II 10代の母親と乳幼児の発達を支援するプログラム

- (1) 10代の母親と乳幼児の養育に関するサービス
- (2) カウンセリングの提供

の二つが主要な柱で、次の三つのプログラムが設けられている。

1. 教育的デイ・ケアプログラム

三カ所のセンターが開設されており、2週から5歳までのリスクの高い乳幼児に対し週5日保育している。対象となる乳幼児は、

- 10代の親が養育する乳幼児
- 虐待されている乳幼児
- 障害をもつ乳幼児
- 貧困家族からの乳幼児

集団プログラムと個別処遇が行なわれる。

2. 家庭訪問プログラム

デイ・ケアに通えない障害を持つ乳幼児に対しては家庭に出向きサービスを行う。

3. 10代の妊婦の親になるためのプログラム

医療・保健サービス、親の技能、乳幼児保育、養子縁組等のガイダンスが提供される。

目標は、次の妊娠を防ぎ、少女を登校させること、10代の家族の健全性を促すこと、社会福祉制度に対する長期の依存を軽減することにある。

III 計画的家族サービス・プログラム

家族が支援することのできない成人や高齢者を専門職者が支援し、彼らを施設に入れずに、地域で生活させることにある。

1. 老人部門サービス

- 精神衛生カウンセラーによるサービス

○家庭に出向き援助するサービス

○治療的サービス

2. 被収容者アフターケア・サービス

3. 高齢者が里親になることのサービス

低所得高齢者が家庭に恵まれない子ども、身体病、心身障害、情緒障害を持つ子どもの里親になり、委託費で低所得を補充し、生産的で価値があるというプライドを持たせることにあるとしている。

4. ナーシング・ホーム長期入居者の権利擁護のためのお目付け機関（オンブズマン）

オンブズマンは入居者、家族、友人、職員の訴えを調査し、解決に乗り出し、また居住者の権利と利益に関する情報を提供する。

居住者や関係者がナーシング・ホーム、理事者、患者のケア、権利、料金、食事等に疑問があるなら、オンブズマンに直ちに電話をするようによびかけている。

5. 老人虐待予防サービス 老人擁護

サンフランシスコ家族福祉機関は、老人虐待問題に対処するために、サンフランシスコ市・郡に設置された特別研究班のメンバーである。研究班の目標は、老人虐待ケースを予防し、危機状況に迅速に対処するためにコミュニティの関係機関と連携をとることである。

V. おわりに

本稿は「社会福祉」27号にひきつづき、北米の家族福祉の動向について、(2) 家族福祉の内容・方法を中心に、私が1986年に訪問した米国およびカナダ東部の民間の伝統的家族福祉機関から得た知見を中心に論述してきた。

これらの家族福祉機関、特に米国のそれらはその前身である慈善組織として19世紀の後半に創設されたものであり、ソーシャルワークの歴史とともに歩んできたことを訪問先を通して実感されたのである。

これらの機関のプログラムの内容は、家族カウンセリング(個人・夫婦・家族カウンセリング)、家族生活教育、家族擁護の三つが主要な柱であり、1980年代に

入り、社会保障法制定以前の緊急経済援助の復活や被雇用者援助プログラムの創設が目される。その実際のサービス・プログラムの内容や方法となると、その家族福祉機関の設立の使命・目的により、また地域住民のかかえる家族問題により、さらにはその機関の規模、重視する実践理論等により、何をサービス・プログラムの緊急、最優先させる課題にしているか、かつそれらの問題に対するアプローチの方法の選択等に影響を与えているかを明らかにしてきた。

ほとんどの家族福祉機関が最も深刻に受けとめている失業問題、単親問題、家族内暴力（児童虐待、夫の妻への虐待、老人虐待）、近親相姦、離婚と再婚、少女の妊娠と青少年問題、アルコール・薬物乱用、高齢者問題、親子間のコミュニケーションの問題等をかかえる家族の多くは、経済的に底辺あるいはボーダーライン層にある家族であること、そして多問題家族であることを浮き彫りにしている。

これらの家族福祉機関が、特に緊急・最優先し扱っている家族問題に対して、被害者や問題を持つ人が援助を求めて訴えてくることは減多にない。どの家族福祉機関も危機状況下にある被害者や家族に対し、“reach out”することを緊急・最優先する課題としていることが受けとれる。虐待されている子どもや妻、老人を緊迫した状況から救い出すためには、状況によっては警察官と共に家庭に出向き、被害者を擁護する危機介入を行う場合が多い。そのあとの被害者やその家族（加害者も含めて）に対するアプローチは、ケースの処遇に対する動機づけの有無、抵抗の程度等の様相により、カウンセリング（個人、集団、家族）を継続するもの、里親、養親、避難所委託等の選択が決められる。

そのアプローチの視点は家族中心であることは、当然ながら共通した特徴だろう。主要なアプローチの一つであるカウンセリングは、従来家族福祉の分野でも、さまざまに呼称されてきたが、現今では家族治療や家族処遇よりもカウンセリングが使用されている印象を

受けている。私の訪問した家族福祉機関の中で、サービス・プログラムの中に家族治療を挙げ、その学派まで挙げたのは一か所だけであり、そこではミラノ派に依拠していた。家族カウンセリングと呼称している所では、実際にはかなり弾力的なアプローチがされているのではないかと推察される。ある機関では独特の家族治療に近いものであったり、他の機関では状況に応じて、弾力的にカウンセリングの方法を行っていることもあるだろう。被援助者が治療とか、カウンセリング等に動機づけが薄弱であるとすれば、当然ながら、弾力的な、工夫された彼らの受け入れやすい方法が行なわれることになるだろうから。

家族生活教育プログラムは、ライフ・ステージの各段階で、ストレスに対しリスクの高い人びとや集団を対象にプログラムを提供し、危機状況の発生を予防している。通常、集団として処遇が展開されるので、家族生活教育と集団カウンセリングの機能は、どのように違うのかという論議もある。相互に重なり合っており、いずれも予防的アプローチとして機能しているとするのが妥当だろう。カナダでは集団治療と呼称し、被虐待児の集団治療、母親の集団治療、両親が離婚した子どもの集団治療というように、集団治療としてとり扱われ、他方米国では家族生活教育の名で、里親のための、里子のための、養親のための、親が離婚した子どものための家族生活教育プログラムといった呼称が多く使われている印象をうけている。

米国、カナダともに、家族生活教育や集団処遇の一環とみなされる多様なキャンプが広くとりいれられている。キャンプでは生活力をつけるためのプログラム

が重視され、参加者の発達段階に応じて人間関係の適応力や社会に出てからの生活力を体得させる機会を提供したり、種々の障害や慢性病をもつ子どもや青少年のキャンプや、高齢者のためのレクリエーション・キャンプ等、広範なプログラムにより予防的アプローチが試みられている。

ソーシャルワーカーの「燃えつき症候群」に関する論文が、ソーシャル・ケースワーク誌に登場するのが、近年目立って増えている。このことは、ソーシャルワーカーの仕事や役割の荷の重さを示していることにはほかならないだろう。これらの家族への積極的アプローチは、技能や力量のあるソーシャルワーカーのマン・パワーに依拠している。家族福祉機関のソーシャルワーカーの大部分は大学院の卒業であり、総じてレベルが高いことが認められてきた。ライセンスを持つワーカーが多く、中には家族福祉機関に勤務しながら、個人開業（private practice）に従事しているワーカーが少なくない印象をうけた。ライセンスを持つワーカーの中には社会福祉の現場で働くよりも、個人開業を希望する者も少なくないと言われている。

北米の家族福祉機関の動向に触れるとき、深刻な社会問題になっている家族問題は、近い将来において、おそらく大きく減少することはないだろう。問題解決に意欲を燃やす優れた技能や方法を身につけた第一線のたくましいワーカーなくしては、困難な家族問題に対処することは不可能なことは言うまでもない。今後の北米の家族福祉をとりまく諸状況に注目していきたい。

（やまざき みちこ：本学教授）

参考文献

1. 山崎道子：アメリカ合衆国における家族福祉の動向について——家族問題を中心に、社会福祉27号、1986
2. 山崎道子：北米の家族福祉機関を訪問して、1～7、ソーシャルワーク研究12巻3号～14巻1号、

1986年10月～1988年4月、ソーシャルワーク研究所編、相川書房

3. Family Service America: The State of Families 1984～85 Part I, 1984
4. Family Service America: The State of Families 1984～85 Part II, pp 71～77, 1984

5. Ambrosino Salvatore : Family Services,
Family Service Agencies pp 429 ~ 30 ,
Encyclopedia of Social Work, 17 th Issue, Vol.
I , NASW, 1977
6. Kahn Alfred J. : Social Issues, Emerginig
Trends, pp 148 ~ 159 , 1983 — 84
Supplement to the Encyclopedia of Social
Work, 17 th Edition, NASW, 1983
7. Family & Child Services in Washigton, D.C.
A Network of Six Services Meeting the Needs
of Our Community, 1986
8. Erickson, A. Gerald : Family Services,
Encyclopedia of Social Work, 18 th Edition,
1987 ,NASW
9. Barker, L. Robert : Private and Proprietary
Services, Encyclopedia of Social Work, 18 th
Edition, 1987 , NASW